

開催年月日 令和6年3月12日(火)

質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員

答弁者 子ども政策局長 東 幸彦

子ども成育支援担当課長 中村 浩

質問内容	答弁内容
<p>二 誰でも通園制度について (一) 24年度の試行について 1 保育士配置基準について 今の保育園の保育士配置基準についての認識をお聞きします。</p> <p>【指摘等】 本当に大変な状況ですから、これは安いんですよ、公定価格が。ですからですね、園によっては、来てくれる人がほとんどいないということもあるわけですから、強く、国の方に要望していただきたいと思います。</p> <p>2 試行的事業の実施について 先ほど、試行については6市町で行うという話がありましたけれども、試行はいつからいつまでなのか、そしてその時のですね、補助割合はどういう形になるのかお聞きしたいと思います。</p> <p>3 試行的事業の全体像について これはですね、未満児6ヶ月から3歳未満までということなので、一人当たり月10時間ということなんですけれど、これは試行の場合はそうになっていくということなんですか、それとも本格実施の時もこうなっていくということなんですか。お聞きします。</p> <p>再-3 今の一時預かりは、1週間、1日なんですね。月10時間っていうのは非常に短い、そういう状況で、何のためにこれをやるのかさっぱりよく分からないのですが、月10時間の設定の理由っていうのは何なのか教えていただけますか。</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】 保育士の配置基準についてであります。国では、子どもの数に応じて、配置すべき保育士の最低基準を定めておりますが、多くの保育所等では、保育の質をより確保することや職員の負担軽減を図るため、基準を上回る保育士を独自に配置している状況にあると認識しております。</p> <p>一方、公定価格における人件費は、最低基準に基づき設定されているため、道としては、こうした実態を国に伝えるとともに、費用の算定方法が運営実態に即した形となるよう、国に強く要望してきているところです。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 試行的事業の実施についてであります。本事業は、保育対策総合支援事業費補助金を活用して実施され、補助割合は、国が4分の3、市町村が4分の1となっており、体制が整った市町村は、令和5年度から実施が可能となっておりますが、道内市町では、令和6年度の1年間の実施が予定されております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 試行的事業についてであります。国では自治体における提供体制の整備を促すため、今年度実施しているモデル事業を拡大しまして、全国で150自治体程度を想定し、本格実施を見据えた形で、事業を実施することとしており、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点など、様々な施設において、0歳6か月から3歳未満までを対象とし、一人当たり月10時間の利用を上限に、事業を実施することとしております。</p> <p>この利用条件につきましては、本格実施に向けて取扱いが検討されるものと承知しております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 上限時間についてであります。国では都市部を含め全国で提供体制を確保する観点から、月10時間以内としておりますが、国の検討会において、利用時間を長く設定すべきという意見が課題として出されており、今後本格実施までに、国において更に検討が進められると承知しております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>再々々－３ 道としては、この子育て支援の効果が表れるためには、どれくらいの期間、時間が必要だと思いますか。</p> <p>再々々－３ 道としてはどのくらいの期間、時間があったら効果があるというふうにお考えですか。</p> <p>道としては、あまり考え方は持っていないということですね。これは、利用すれば利用するほど子育て支援になるわけですから、お母さんやお父さんやそれぞれがですね、求めが大きくなるのが当たり前の話なんで、どんどんこの拡大をですね、お願いすることになっていくんだろうなというふうに思っておりますけれども、今の状況ではですね、ちょっと制限が緩すぎるんじゃないかという気がしております。</p> <p>(二) 本格実施について １ 制度の本格実施について さて、本格実施をする場合の地域特性は、どのように生かされていくのでしょうか。</p> <p>２ － 欠</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】 今後、この時間については、国の検討会などの中で、試行的事業を実施する中で検証を重ねた上で、本格実施に向けて効果等についても検証が進められるべきというふうに考えております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 事業の効果についてであります。昨年12月に今年度モデル事業を実施している白老町に出向き、町及び認定こども園の職員から聞き取り調査を行ったところでは、利用している保護者から、気軽に利用できる、困ったときに対応してもらえてありがたい、育児の負担軽減につながった等の声が寄せられているところです。また、園としてはモデル事業は、利用制限があり、毎日の登園が叶わず、連続性のある保育の提供ができない、突発的な利用の場合は、子どもが集団生活に慣れるまでに、時間がかかるなどの課題があるということも伺っているところです。 こうした効果や課題を踏まえ、今後こういう状況を検討しながら、時間については決められていくものと認識しております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】 本格実施に向けた対応についてであります。国は、令和7年度からの本格実施に向け、試行的事業の実施状況を踏まえ、制度実施の在り方について検討を進めるとしており、制度に対する理解促進と不安の解消を図るため、自治体や保育団体と協力し、説明会や意見交換会を積極的に開催していくとしております。 道では、全国知事会を通じ、新たな制度の導入に当たっては、全国一律の制度とせず、地域の実情に応じて、導入時期や保育時間などに柔軟に対応できる制度設計とするとともに、市町村や施設等が制度を導入しやすくなる財政支援制度を創設するよう、国に要望しており、道といたしましては、今後とも、市町村や保育団体等と十分に連携しながら、国の検討状況などの情報共有や意見交換等を重ね、試行的事業で把握した課題の改善などについて、全国知事会とも連携して国に要望してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>3 子どもを預かる上での課題について</p> <p>先ほどもお話があったように、預かる側も、初めての子どもですから、特性をよくわかっていない、預ける側も不安だ、子どもも不安だと、こういう状況になるわけですね。その中で、何かあれば必ず親はクレームが出てくるわけで、そういうようなことが想定されるわけですが、どのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。</p> <p>やることはいいんですけど、様々な課題をどう乗り越えていくかというのが一番大きな問題だろうと思っております。</p> <p>(三) 保育士の報酬と人材不足等について</p> <p>1 道の認識について</p> <p>保育士の所得は、一般企業と比べて、かなり乖離があると思っております。地域間格差も大きくて、保育士養成学校の定員も今、割れております。さらに、資格を有している保育士の約6割が現場から離れています。需要に応えられるほどマンパワーが潤沢ではないわけですが、少子化で子どもも少なくなる一方で、保育の質も求められると。誰でも通園制度は「何日」、「何時から何時まで」というのが非常にフレキシブルであるということで、保育士の報酬と人材確保、これはですね、本当に大変なことになるだろうと思っておりますけれども、その認識について伺います。</p> <p>再－1</p> <p>先ほど言ったようにですね、フレキシブルに対応していかなくてはならないんですよ。この対応をどうしていくのかということをお聞きしたんですね。その答えがなかったものですから、また教えてください。</p> <p>再々－1</p> <p>いつ来るかわからない子ども達を、保育士を常駐させておくわけにはいかないんですよ。ですからそのフレキシブルな対応をどのようにしていくんですか、それを全部園に任せるのですか。</p> <p>再々々－1</p> <p>それではフレキシブルにならないんですよ。事前に予約を申し込んでもらって、そして、いつどの</p>	<p>【子ども保育支援担当課長】</p> <p>保育所等における対応についてであります。国の「試行的事業の在り方に関する検討会」では、試行的事業を実施する上での留意点として、通園に慣れていない子どもを理解するには一定の時間がかかるため、子どもの特性等を把握するアセスメント力が求められるとされており、また、保育者のやりがいや緊張感にも留意しながら、どのような専門性が必要なのか、更に検討が必要であるとされているところです。</p> <p>道といたしましては、国の検討状況を踏まえつつ、試行的事業を実施する市町における状況を他の市町村とも共有するなどしながら、把握した課題の改善については、全国知事会とも連携して要望するなど、本格実施に向けた体制づくりが円滑に進むよう取り組んでまいります。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>保育士の報酬等についてでございますが、国では、保育士の賃金水準の改善を図るため、平成25年度に処遇改善加算を創設し、平成29年度からは、キャリアアップ研修の受講者を対象として、経験年数に応じた賃金改善が図られるよう、加算措置を講じてきたところであり、道では処遇改善加算等の取得促進やキャリアアップ研修の受講機会の確保に努めてきたところでございます。</p> <p>こうした取組により、保育士の平均賃金は徐々に改善が図られてきておりますが、依然として全産業に比べ低い状況にあり、道としては、保育士がやりがいをもって安心して働き続けるためには、更なる賃金の改善が必要であると認識しております。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>保育士の報酬等についてでございますけれども、保育士の平均賃金は徐々に改善が図られてきておりますが、依然として全産業に比べて低い状況にあるという中で、道としましては、誰でも通園制度によるフレキシブルな保育の実施状況ですとか、保育士の運営実態なども踏まえつつ、保育士がやりがいを持って安心して働き続けることができるよう、更なる賃金の改善が必要だと認識しております。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>誰でも通園制度についてでございますけれども、フレキシブルな対応については、園の体制ですとか保護者の希望を踏まえて決めていただくというものになるものと思っております。</p> <p>【子ども政策局長】</p> <p>今年度はモデル事業として白老町で実施をされておりますし、来年度は6市町で試行的事業というも</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>くらの人数を用意していくかということ、日々やっていかななくてはならないわけですよ。それだけでも大変な作業になっていくわけですね。逆に、保育士資格を持っている方がいるわけじゃないんですよ。結果的に預かれないよっていうことになってくるかもしれない。制度自体がおかしくなってくるわけですよ。そういう意味でいくと。誰でも保育ですから。ですから、もっと対応をきちんとしていくっていうのは現場の方で、非常に心配しているんですよ。どういうふうにやっていくのかと。それをどうお答えするんですかと。給料だけの話を聞いているわけじゃない。</p> <p>【指摘等】</p> <p>預かる側は非常に不安なんです。預ける側は非常に期待を持っているんです。このギャップが出てくればですね、この制度自体期待している効果が出てこないという状況になってくるわけですから、一回調べてやっているなら、みなさんもうわかっているんでしょうから、これを全道6市町でやる時にですね、さらに全道全体に広がっていったときにどうなっていくのかということは、想像に難くないというふうに思います。問題が起きないように対応をきちんとしていただきたいと思います。</p> <p>2 - 欠</p> <p>3 災害対応について</p> <p>さて、配置基準の問題を先ほどお話ししましたけれども、これはですね、災害にあったときにどうするんだっていうのが一番大きな課題です。今回もそうですけれども、一番、保育園、こども園の方が心配しているのは、一人で30人のこどもなんて避難できないと。未満児、おんぶに抱っこしたって無理だと。両手につないでいかないと。こんな話もされているわけですね。災害時の配置基準に関する問題について、どのようにお考えなのかお聞かせください。</p> <p>東日本大震災の時にもですね、小学校でもですね、避難の問題がいろいろと出てきました。言うことを聞かない子ども達です。あっちこっち行って、集まれば言っても集まらない子ども達。その子ども達をですね、どうやって保育士の方達が避難させていくのかっていうのは、本当に難しいというよりも、ほぼ無理っていう状況だと思えます。</p> <p>ですから、誰でも通園もいいんですけども、そうなってくるとですね、さらに日常的に特性が分からない子のことまで見ていかななくてはなら</p>	<p>のが実施されますので、そうした中でですね、実施した上での課題というものをしっかり私たちも把握した上で、国に制度を充実させられるようにですね、要望などをしていきたいと思えますし、私どもとしても、関係団体等と連携しながら必要な支援というものを考えていきたいと思っております。</p> <p>【子ども成育支援担当課長】</p> <p>災害時の対応についてであります。保育所等の児童福祉施設は、法令により、非常災害に必要な設備を設け、具体的な災害対応計画を立て、不断の注意と訓練に努めるとともに、避難及び消火に対する訓練を少なくとも月一回は、行わなければならないことが定められております。</p> <p>園児の避難は施設職員のみで確保することは容易ではなく、地域住民や地元企業等の外部の避難支援協力者の支援体制を確保することが重要でありますことから、道では、定期監査時に、こうした観点を計画に盛り込むよう働きかけながら、非常時の連絡・避難体制の確保状況や避難訓練の実施状況、自然災害などに対応した、実効性のある具体的な避難計画が策定されているか、などについて確認しているところであり、今後とも、災害時に子どもの命を守るための対策の徹底が図られるよう指導してまいります。</p>

ない、こ

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>ういう状況になってくるわけですね。ですから、保育園の抱える課題というのは大きな課題があるだろうと思っております。</p>	
<p>再－3 それとですね、先ほどもちょっとお話させていただきましてけれども、今回の誰でも保育と、一時保育はどのような違いがあるんですか。通園給付しか変わらないというのであれば、何ら新しい政策ではなく、単純に一時保育に給付すればいいだけの話になってくるのではないですか。道はどのように、この誰でも保育を評価していますか。</p>	<p>【子ども成育支援担当課長】 一時預かり事業との違いについてであります。一時預かり事業につきましては、親の子育てができないなどの理由により一時的に預かるというもので、今回新たに制度を創設されている誰でも通園制度につきましては、親のレスパイトなどの目的の他に、子どもの集団生活の場での幼児教育などの機会の確保も効果として考えられているところではあります。</p>
<p>再々－3 その程度の認識ですか。一時保育と誰でも通園って何が違うんですか。一時保育だって、誰だって預かってくれるんですよ。理由は問わないですよ。同じじゃないですか。給付になるかどうかの違いですか。</p>	<p>【子ども政策局長】 こども誰でも通園制度につきましては、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するというところで、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず、時間帯に柔軟に利用できるというものだと認識しております。</p>
<p>再々々－3 それが、誰でも通園と一時保育とどう違うのか。一時保育だって同じですよ。中身違いますか。</p>	<p>【子ども政策局長】 大きな違いと言えば親御さんの就労の部分ですね。一時預かりの場合は、就労されている親御さんが、お仕事の関係ですとか、用事があるという中でですね、一時預かり。 こちらの誰でも通園制度は、就労の有無に関わらず、預けることができる、またお母さんも保育園に行くことができるというところが大きな違いだと思います。</p>
<p>再々々々－3 一時保育もリフレッシュで使えないの。使えるんですよ。</p>	<p>【子ども政策局長】 一時保育自体リフレッシュで使えるということもあるかもしれませんが、基本的には、冠婚葬祭ですとか、一時的なものでですね、急に子どもを養育できなくなるという部分でですね、一時的に預かるというもので、今回の誰でも通園制度とは性質が異なると思っております。</p>
<p>言えないんですよ。一時保育だって、誰でも通園だって、同じように使えるんですから。変わりはないんですね。残念ながらみんな言えない。この話はいつまでやっても水掛け論になるから。これは、ただやってる感のある子育て観だと思っています。</p>	
<p>4－欠</p>	

